

(仮称) 新たな市政運営の総合的な指針

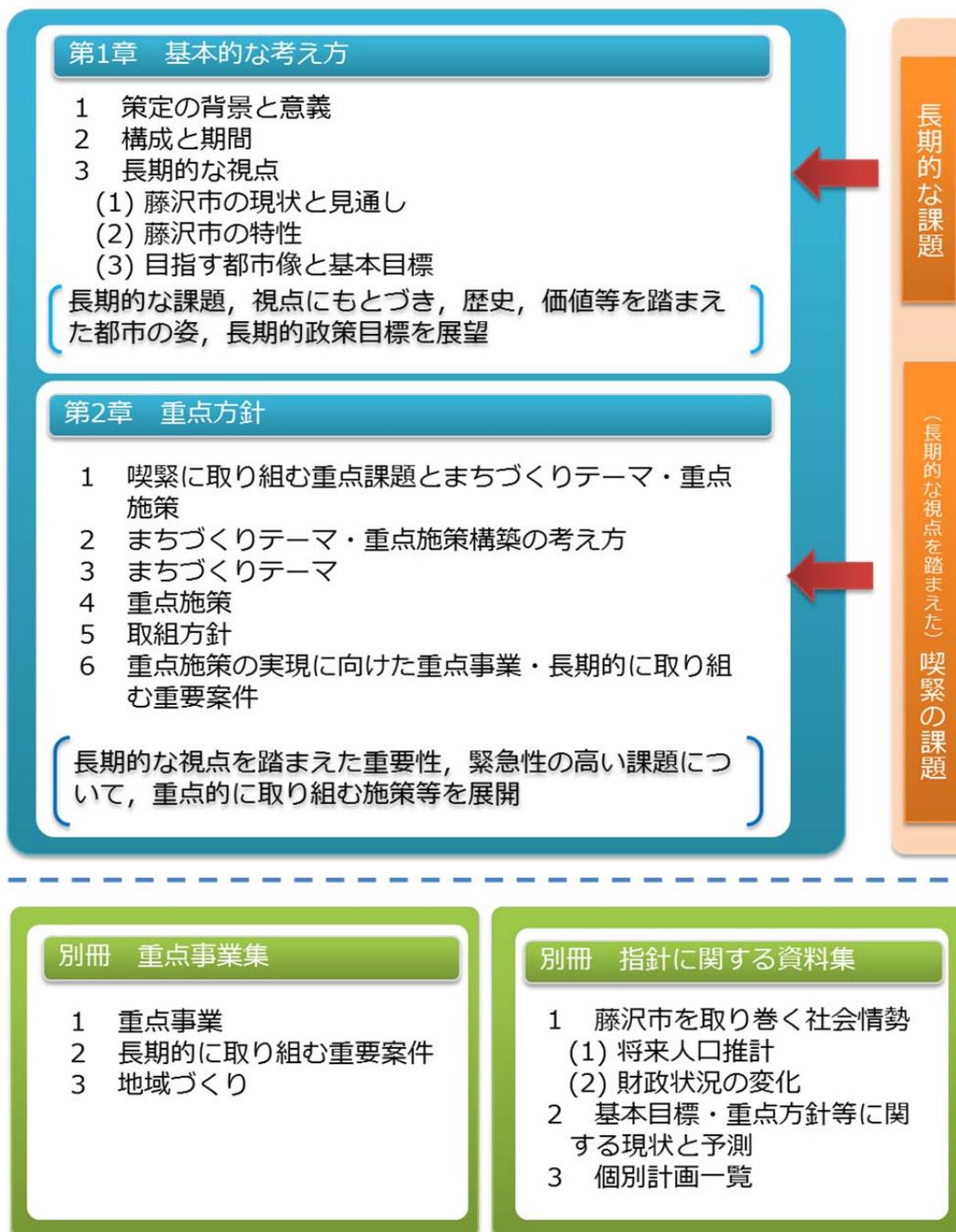
別冊2 資料集

2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度）

2013年（平成25年）12月10日

企画政策課

(仮称) 新たな市政運営の総合的な指針 構成



目次

1	藤沢市を取り巻く社会情勢)	1
	(1) 将来人口推計	1
	(2) 財政状況の変化	4
2	基本目標・重点方針等に関する現状と予測	7
	(1) 都市の状況	7
	(2) 震度予測	9
	(3) 津波予測	9
	(4) 刑法犯認知件数	9
	(5) 待機児童数	9
	(6) 市内経済の状況	9
3	指標（ベンチマーク）	10
4	個別計画一覧	12

1 藤沢市を取り巻く社会情勢

基本目標や重点施策等に関する背景、情勢を資料集として、この別冊に示します。

(1) 将来人口推計

藤沢市の人口について、平成22年国勢調査をもとに将来推計を行いました。

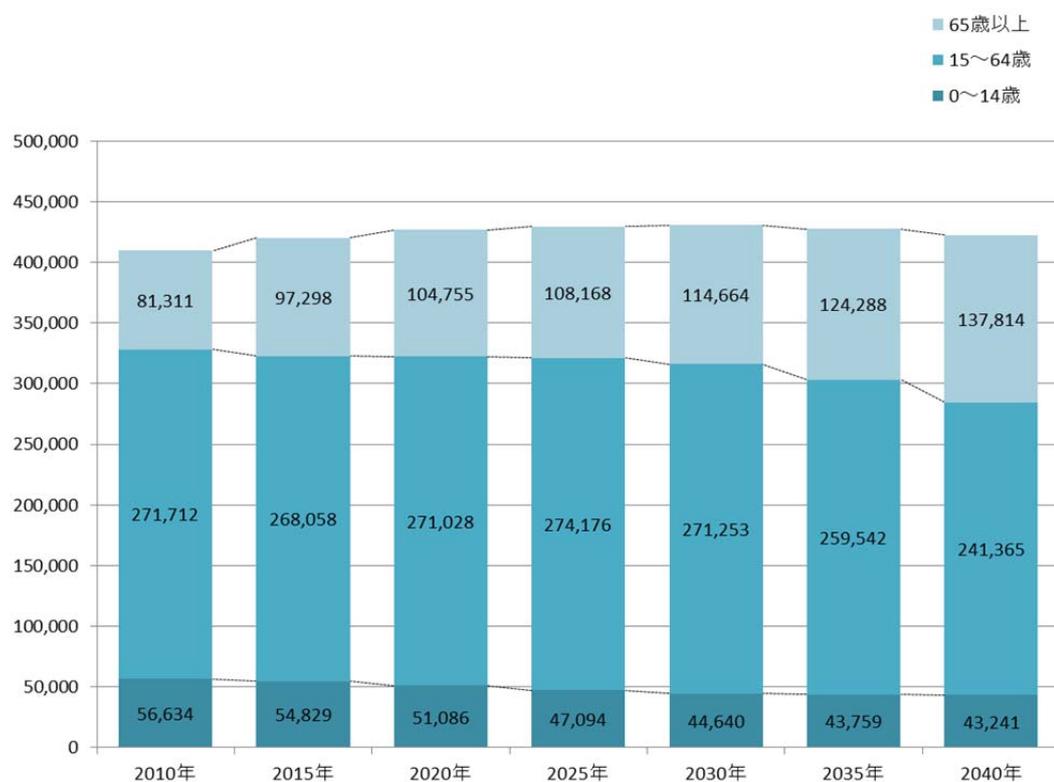
年齢3区分人口

年齢3区分（割合）

	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年
0～14歳	13.82%	13.05%	11.97%	10.97%	10.37%	10.23%	10.24%
15～64歳	66.33%	63.80%	63.49%	63.85%	63.00%	60.70%	57.14%
65歳以上	19.85%	23.16%	24.54%	25.19%	26.63%	29.07%	32.62%

世帯数

	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年
世帯数	171,818	180,029	186,897	191,514	194,489	195,137	194,843



5歳階級将来人口

2013.11.15作成 試算未確定数値

	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年
男女計	409,657	420,184	426,868	429,438	430,557	427,589	422,420
0～4歳	18,332	17,064	15,033	14,312	14,556	14,374	14,022
5～9歳	19,077	18,518	17,320	15,271	14,596	14,676	14,448
10～14歳	19,224	19,247	18,733	17,511	15,488	14,708	14,771
15～19歳	19,729	20,116	20,171	19,631	18,410	16,214	15,373
20～24歳	22,704	24,630	25,207	25,243	24,586	22,983	20,241
25～29歳	24,558	22,122	24,003	24,523	24,594	23,850	22,271
30～34歳	29,294	24,553	22,293	24,081	24,740	24,468	23,685
35～39歳	36,443	29,689	25,120	22,775	24,733	24,981	24,649
40～44歳	33,671	39,522	32,380	27,401	24,924	26,794	27,020
45～49歳	28,600	33,942	39,801	32,606	27,699	25,115	26,916
50～54歳	22,772	28,066	33,364	39,086	32,082	27,185	24,640
55～59歳	24,164	22,104	27,289	32,438	38,041	31,178	26,420
60～64歳	29,774	23,313	21,400	26,393	31,444	36,775	30,150
65～69歳	25,626	28,556	22,452	20,637	25,504	30,319	35,464
70～74歳	20,538	24,322	27,252	21,477	19,825	24,474	29,139
75～79歳	15,725	18,666	22,243	25,124	19,897	18,416	22,787
80～84歳	10,421	13,348	16,056	19,345	22,162	17,610	16,398
85歳以上	9,000	12,406	16,752	21,586	27,276	33,470	34,027
男	203,778	209,027	212,336	213,440	213,914	212,525	210,246
0～4歳	9,335	8,622	7,594	7,231	7,352	7,264	7,085
5～9歳	9,630	9,444	8,763	7,725	7,384	7,425	7,314
10～14歳	9,947	9,702	9,535	8,845	7,816	7,433	7,465
15～19歳	10,070	10,586	10,350	10,165	9,473	8,327	7,904
20～24歳	12,130	13,229	13,932	13,631	13,391	12,434	10,933
25～29歳	12,990	11,818	12,879	13,547	13,262	12,983	12,043
30～34歳	15,088	12,673	11,609	12,604	13,323	12,891	12,602
35～39歳	18,569	15,053	12,765	11,669	12,743	13,248	12,787
40～44歳	17,424	20,648	16,850	14,286	13,085	14,150	14,672
45～49歳	14,976	17,601	20,810	16,972	14,452	13,207	14,229
50～54歳	11,625	14,604	17,191	20,310	16,600	14,097	12,879
55～59歳	11,799	11,239	14,142	16,654	19,693	16,077	13,656
60～64歳	14,330	11,220	10,729	13,499	15,935	18,805	15,360
65～69歳	12,256	13,501	10,622	10,183	12,847	15,146	17,888
70～74歳	9,616	11,337	12,589	9,930	9,584	12,095	14,289
75～79歳	7,128	8,271	9,843	11,047	8,767	8,520	10,799
80～84歳	4,220	5,586	6,594	7,959	9,092	7,253	7,129
85歳以上	2,641	3,893	5,540	7,183	9,115	11,171	11,210
女	205,879	211,157	214,532	215,998	216,643	215,065	212,173
0～4歳	8,997	8,441	7,439	7,082	7,204	7,110	6,936
5～9歳	9,447	9,074	8,556	7,546	7,212	7,252	7,134
10～14歳	9,277	9,545	9,198	8,665	7,672	7,276	7,306
15～19歳	9,659	9,530	9,822	9,466	8,937	7,886	7,469
20～24歳	10,574	11,401	11,274	11,611	11,194	10,548	9,308
25～29歳	11,568	10,304	11,124	10,976	11,332	10,867	10,228
30～34歳	14,206	11,880	10,684	11,477	11,417	11,577	11,083
35～39歳	17,874	14,636	12,355	11,106	11,990	11,733	11,862
40～44歳	16,247	18,874	15,530	13,115	11,839	12,644	12,348
45～49歳	13,624	16,341	18,991	15,634	13,248	11,908	12,687
50～54歳	11,147	13,463	16,174	18,776	15,482	13,088	11,762
55～59歳	12,365	10,865	13,147	15,784	18,348	15,101	12,763
60～64歳	15,444	12,093	10,671	12,894	15,509	17,969	14,790
65～69歳	13,370	15,055	11,829	10,453	12,657	15,173	17,576
70～74歳	10,922	12,985	14,663	11,548	10,241	12,379	14,849
75～79歳	8,597	10,395	12,400	14,077	11,130	9,896	11,988
80～84歳	6,201	7,762	9,462	11,386	13,070	10,358	9,269
85歳以上	6,359	8,514	11,212	14,403	18,161	22,299	22,816

年齢3区分(割合)

	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年
0～14歳	13.82%	13.05%	11.97%	10.97%	10.37%	10.23%	10.24%
15～64歳	66.33%	63.80%	63.49%	63.85%	63.00%	60.70%	57.14%
65歳以上	19.85%	23.16%	24.54%	25.19%	26.63%	29.07%	32.62%

世帯数

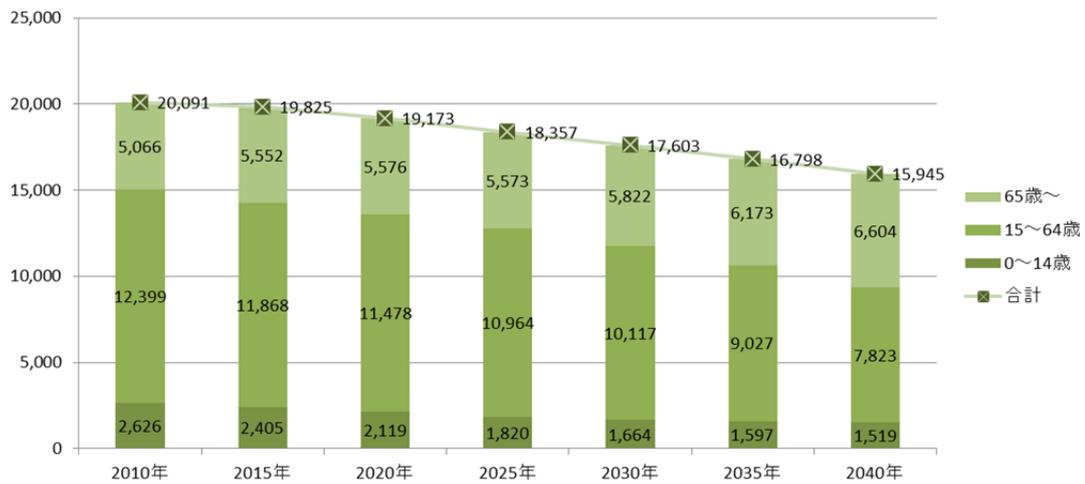
	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年
世帯数	171,818	180,029	186,897	191,514	194,489	195,137	194,843

1 3 地区別人口

片瀬地区

片瀬地区の人口は少しずつ減少を続ける中で、高齢者は増加し、2040年（平成52年）には約40%の方が高齢者になると推計しています。

片瀬地区	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
0～14歳	2,626	2,405	2,119	1,820	1,664	1,597	1,519
15～64歳	12,399	11,868	11,478	10,964	10,117	9,027	7,823
65歳～	5,066	5,552	5,576	5,573	5,822	6,173	6,604
合計	20,091	19,825	19,173	18,357	17,603	16,798	15,945

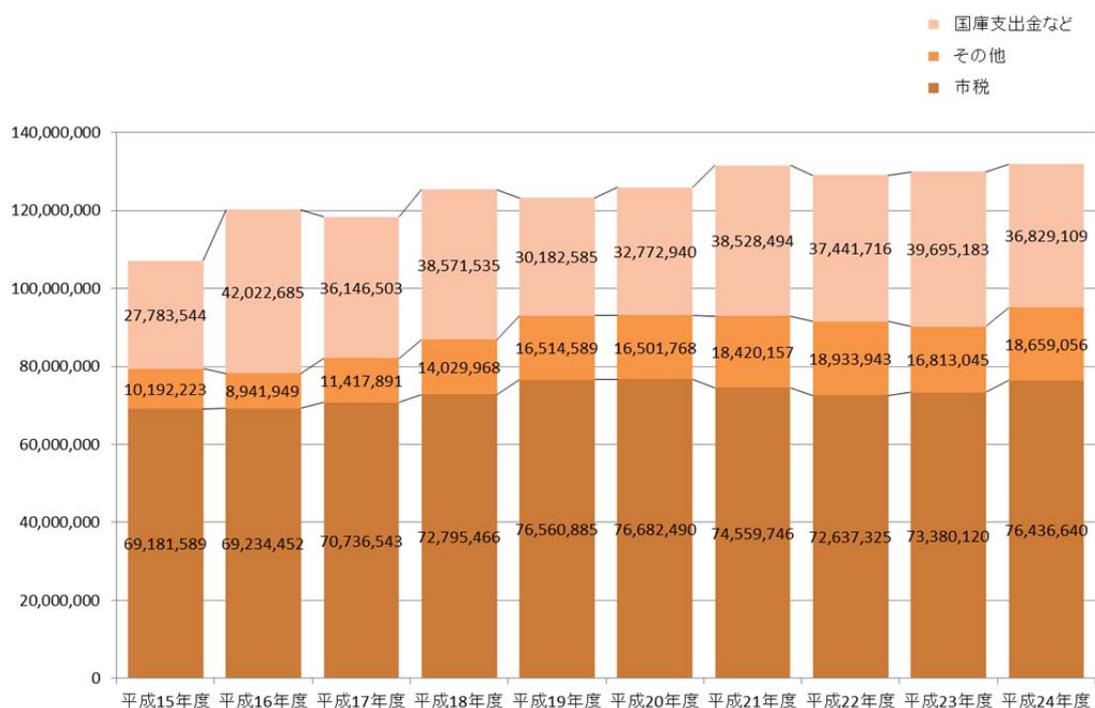


六会地区

(2) 財政状況の変化

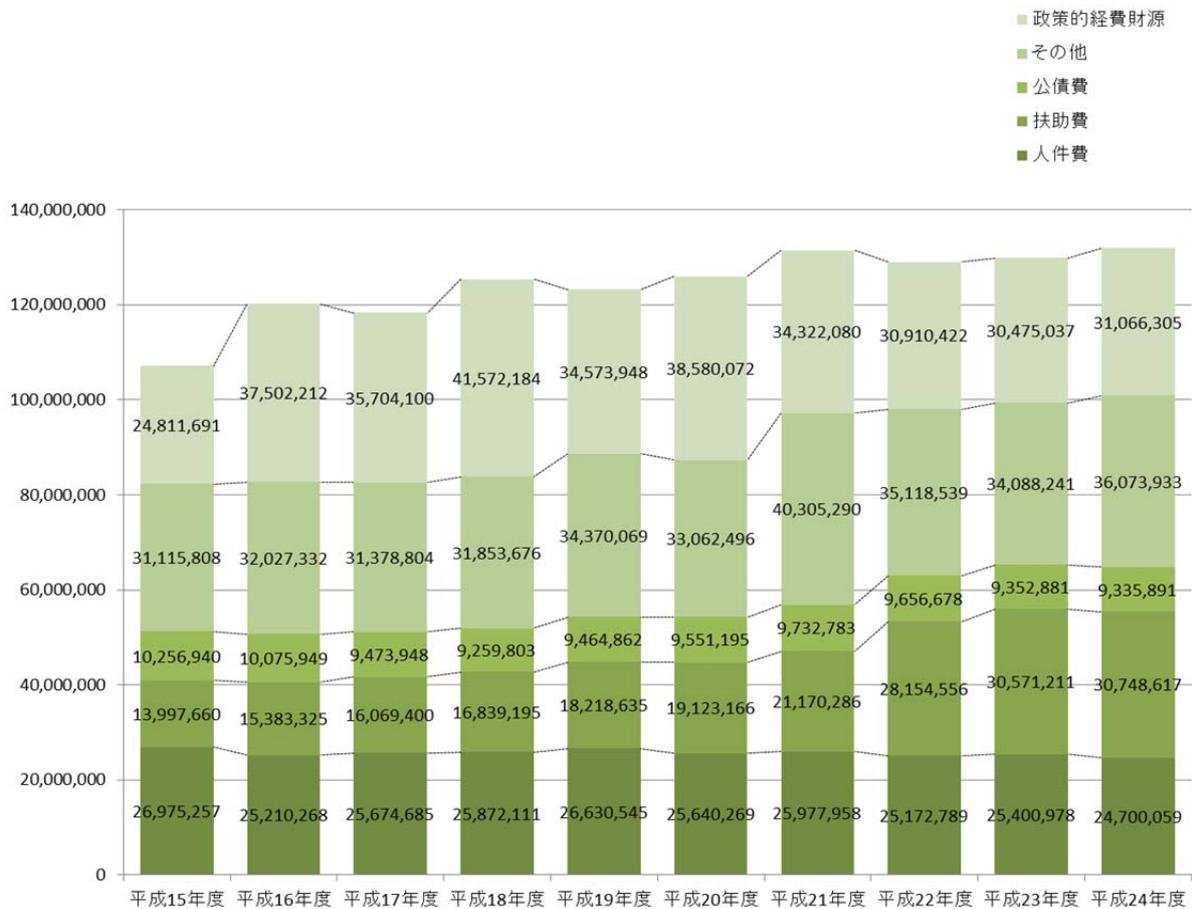
歳入

(歳入見込)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市税	69,181,589	69,234,452	70,736,543	72,795,466	76,560,885	76,682,490	74,559,746	72,637,325	73,380,120	76,436,640
その他	10,192,223	8,941,949	11,417,891	14,029,968	16,514,589	16,501,768	18,420,157	18,933,943	16,813,045	18,659,056
自主財源計	79,373,812	78,176,401	82,154,434	86,825,434	93,075,474	93,184,258	92,979,903	91,571,268	90,193,165	95,095,696
依存財源計	27,783,544	42,022,685	36,146,503	38,571,535	30,182,585	32,772,940	38,528,494	37,441,716	39,695,183	36,829,109
歳入合計①	107,157,356	120,199,086	118,300,937	125,396,969	123,258,059	125,957,198	131,508,397	129,012,984	129,888,348	131,924,805



歳出

(歳出見込)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	26,975,257	25,210,268	25,674,685	25,872,111	26,630,545	25,640,269	25,977,958	25,172,789	25,400,978	24,700,059
扶助費	13,997,660	15,383,325	16,069,400	16,839,195	18,218,635	19,123,166	21,170,286	28,154,556	30,571,211	30,748,617
公債費	10,256,940	10,075,949	9,473,948	9,259,803	9,464,862	9,551,195	9,732,783	9,656,678	9,352,881	9,335,891
その他	31,115,808	32,027,332	31,378,804	31,853,676	34,370,069	33,062,496	40,305,290	35,118,539	34,088,241	36,073,933
政策的経費財源	24,811,691	37,502,212	35,704,100	41,572,184	34,573,948	38,580,072	34,322,080	30,910,422	30,475,037	31,066,305



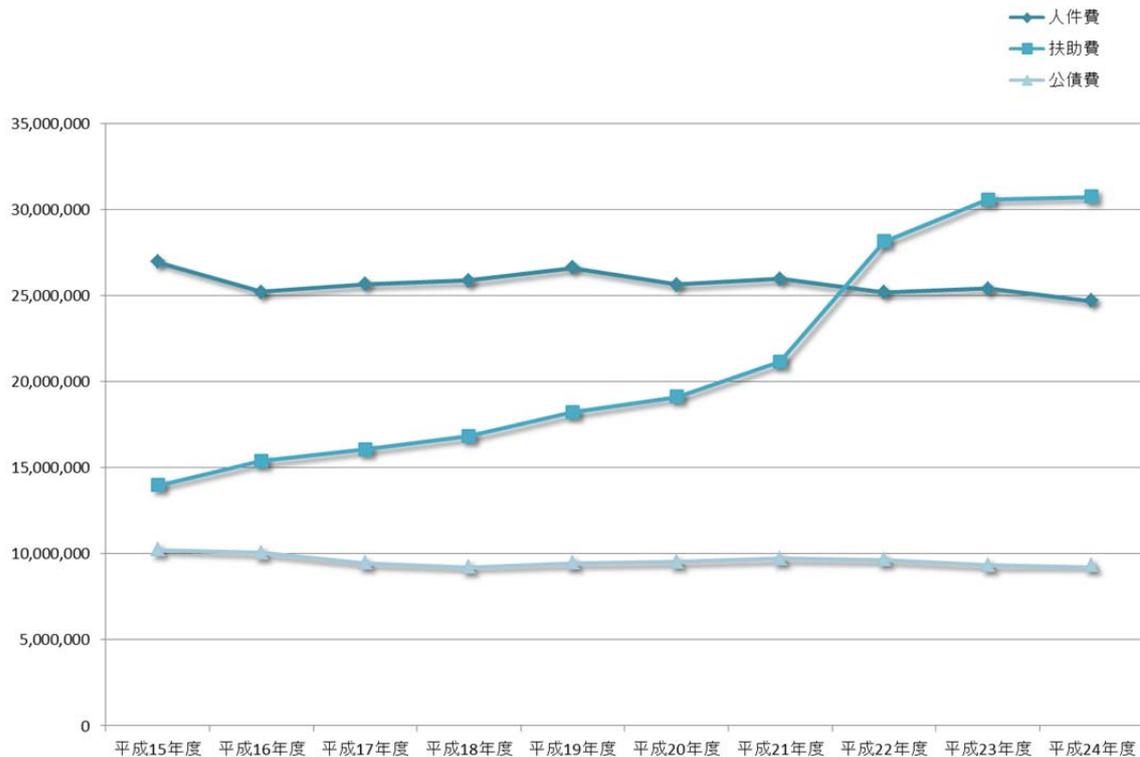
人件費・扶助費・公債費の推移

人件費とは、その名のとおり職員の給与等に支出する経費です。

扶助費とは、社会保障制度の一部として支出する生活保護、児童福祉、老人福祉などの経費です。

公債費は、都市整備をはじめとする長期にわたって利用する大規模な建設などの経費を平準化するための、借金の返済のために支出する経費です。

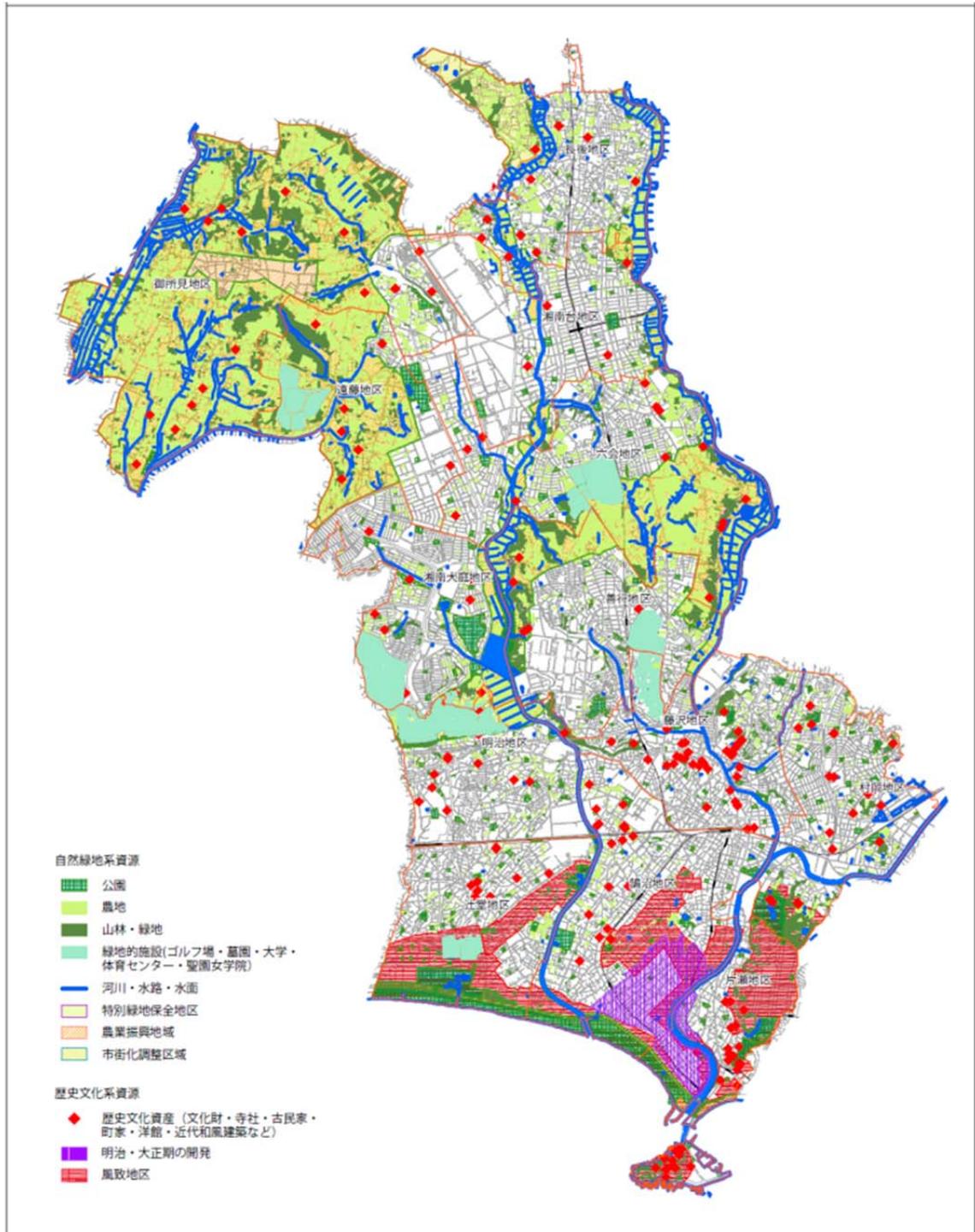
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	26,975,257	25,210,268	25,674,685	25,872,111	26,630,545	25,640,269	25,977,958	25,172,789	25,400,978	24,700,059
扶助費	13,997,660	15,383,325	16,069,400	16,839,195	18,218,635	19,123,166	21,170,286	28,154,556	30,571,211	30,748,617
公債費	10,256,940	10,075,949	9,473,948	9,259,803	9,464,862	9,551,195	9,732,783	9,656,678	9,352,881	9,335,891



2 基本目標・重点方針等に関する現状と予測

(1) 都市の状況

自然・歴史文化の分布



都市整備の状況

重点事業以外を含みます。



- (2) 震度予測
- (3) 津波予測
- (4) 刑法犯認知件数
- (5) 待機児童数
- (6) 市内経済の状況

3 指標（ベンチマーク）

区分	内容	アンケート内容	2008ポイント (市民満足度)	2010ポイント	2011ポイント	2013ポイント
都市像1	郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～	誰もが快適に暮らせ、居心地の良いまちであること。		56.4%	64.20%	69.66%
都市像2	郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～	子供が大人になっても愛着の持てるまちであること。		59.3%	68.80%	70.28%
基本目標1	安全な暮らしを守る	災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちであること。		50.5%	38.10%	38.65%
基本目標2	文化・スポーツを盛んにする	地域の記憶や文化が継承され、発展すること。		31.9%	42.50%	43.06%
基本目標3	豊かな環境を創る	まちと自然環境の調和がとれていること。		60.4%	66.80%	62.60%
基本目標4	子どもたちを守り育む	子どもを安心して育てられる環境があること。		55.8%	64.10%	64.52%
基本目標5	健康で安心な暮らしを支える	保健、医療、福祉、健康などの生活環境が整い暮らしやすいこと。		63.5%	73.10%	65.32%
基本目標6	地域経済を循環させる	産業の活力を高め、地域が元気になること。		24.6%	33.50%	30.42%
基本目標7	都市基盤を充実する	移動や利用にあたり、誰でも利用できる道路や施設であること。		58.8%	66.00%	51.44%
基本目標8	市民自治・地域づくりを進める	市民の意識が高く、市民参加型の地域づくりが進んでいること。		35.7%	43.70%	37.58%
重点施策1-1	災害に強いまちづくりの推進	地域で災害への備えができていますか？		22.12%	14.84%	40.15%
重点施策1-3	消防力の充実・強化	消防や救急の活動が充実していて、安心できること。			2.8	84.27%
重点施策1-4	犯罪のない、明るいまちづくりの推進	犯罪のない、明るいまちであること。			1076	58.44%
重点施策1-5	公共施設の再整備の推進	公共施設を次世代のために、より良い状態で引き継いでいると感じますか？		18.00%	14.74%	28.46%
重点施策1-6	西北部のまちづくりの推進	市の北部の道路や住宅の整備について				22.01%
重点施策1-6	土地区画整理によるまちづくりの推進	市の北部の道路や住宅の整備について				22.01%
重点施策1-6	都市インフラ(橋梁、道路、下水道等)の再整備の推進	橋や下水道の老朽化対策について				10.61%
重点施策1-6	安全で快適な道路環境の整備	道路が整備され、快適であること。				54.97%
重点施策2-1	企業立地の促進	新しい産業の立地について	10.85%		13.84%	14.61%
重点施策2-1	村岡地区まちづくりの推進	駅をはじめとする都市の拠点の整備について				28.20%
重点施策2-1	藤沢駅周辺地区再整備の促進	駅をはじめとする都市の拠点の整備について				28.20%
重点施策2-2	市内中小企業の活力再生	市内の商業に活力があると感じますか？		17.22%	21.30%	37.15%
重点施策2-2	市内産農水産物の地産地消の推進	市内の農水産業に活力があると感じますか？		17.65%	19.10%	36.00%
重点施策2-2	地域資源の開拓等による消費観光の推進	市内の観光に活力があると感じますか？			11,120,000	56.90%

区分	内容	アンケート内容	2008ポイント (市民満足度)	2010ポイント	2011ポイント	2013ポイント
重点施策2-3	多彩なシティプロモーションの推進	市民が自慢できるまちであること。		58.0%	63.1%	60.63%
重点施策2-4	市民が実感する市民活動の推進	市民主体のまちづくり活動について	11.60%		13.55%	18.62%
重点施策2-4	マルチパートナーシップの推進	市民自らが藤沢を良くする活動に積極的であること。		34.7%	38.4%	34.00%
重点施策3-1	郷土文化資産の活用の推進	豊かな地域の資源を大切にし、楽しい体験ができるまちであること。		37.0%	44.4%	37.41%
重点施策3-1	(仮称)街なみ百年条例にもとづく歴史と景観まちづくりの推進	美しい街なみなど、市内の景観づくりについて		64.28%	24.53%	27.22%
重点施策3-2	市民の文化芸術活動への支援	市内に文化的な魅力があると感じますか？		27.67%	25.58%	48.01%
重点施策3-3	地域コミュニティ活動への支援強化	自治会活動について	16.00%		21.24%	23.55%
重点施策3-4	13地区のまちづくりの推進	地域で支え合っていると感じますか？		28.62%	25.13%	33.76%
重点施策3-5	再生可能エネルギーの推進	自然エネルギーが有効に活用されているまちであること。			1.89%	17.31%
重点施策3-5	環境施設整備の推進	環境に配慮したゴミ処理がされていると感じますか？			29.20%	76.41%
重点施策3-5	谷戸をはじめとする緑地保全の推進	斜面緑地や樹木など緑の保全について	39.10%		27.61%	27.24%
重点施策4-1	地域のニーズに即した子育て支援策の充実	安心して子育てができる環境づくりについて		45.08%	22.30%	29.01%
重点施策4-3	若者を中心とした自立支援	子どもが、住んでいる地域に誇りを持ち、地域で暮らし続けていること。		56.5%	66.21%	60.17%
重点施策4-3	待機児童の解消	保育園の待機児童の解消について				11.01%
重点施策4-4	学校生活に困難がある児童生徒への対応の強化	個性豊かな児童生徒が育成される開かれた学校づくりについて	12.80%		16.16%	16.80%
重点施策4-5	教育現場におけるICT化の推進	パソコンなどの情報機器を使った学校での教育活動が盛んなまちであること。				41.84%
重点施策4-5	学校生活における食の充実	食事や食生活を意識した学校生活がなされていること。				62.11%
重点施策5-1	健康づくりの推進	健康づくりを支える環境が充実していると感じますか？		30.23%	28.33%	41.43%
重点施策5-2	生きがいづくりの推進	生涯学習の機会や場の提供について	19.19%		17.47%	20.41%
重点施策5-3	市民スポーツ活動の充実	スポーツ施設が充実していると感じますか？				44.44%
重点施策5-4	公立病院としての機能強化	いつでも安心して受けられる医療の充実について	26.13%		32.42%	36.52%
重点施策5-5	きめ細やかな福祉相談と事業連携の推進	福祉が充実し、子どもから高齢者まで守られていること。		34.9%	44.3%	44.59%
重点施策5-5	障がい者の相談支援体制の拡充	社会的弱者の方が快適に過ごせるまちであること。		25.1%	32.4%	29.42%
重点施策5-6	高齢者福祉施設・居住(居宅)系サービス基盤の整備促進	高齢者の在宅サービスについて	79.00%		21.15%	18.67%
重点施策5-7	だれもが快適に移動できる交通まちづくりの推進	交通ネットワークが充実していると感じますか？		36.67%	39.04%	52.54%

4 個別計画一覧

計画名	根拠法令	策定期	計画年	改定期	概要	課名
1 総務・企画						
藤沢市IT推進指針	高度情報ネットワーク社会形成基本法	2011年	2011～2013年	2013年見直し	様々な主体が協働して情報化を推進するための「情報化に関する、基本的な考え方や方向性」を示した指針	IT推進課
ふじさわ男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法	2011年	2011～2020年	2015年見直し	男女共同参画社会実現のための施策を体系化	人権男女共同参画課
ふじさわDV防止・被害者支援計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	2013年	2013～2020年	2020年	DV防止と被害者への支援のための施策を体系化	人権男女共同参画課
藤沢市グローバルビジョン	-	2012年	-	-	今後の本市の総合的な国際化のための指針	平和国際課
藤沢市多文化共生のまちづくり指針	-	2007年	-	2014年改定	外国人市民と共に生きる地域社会づくりを目指す指針	平和国際課
2 市民自治						
藤沢市市民活動推進計画	藤沢市市民活動推進条例	2005年	2011～2013年	2013年改定	「ふじさわの新しい公共」を担う活発な市民活動の実現を目指す	市民自治推進課
3 福祉・医療						
藤沢市地域福祉計画	社会福祉法	2008年	2009～2014年	2014年見直し	地域福祉実現のための役割と方向性を示す	福祉総務課
いきいき長寿プランふじさわ2014	老人福祉法、介護保険法	2012年	2012～2014年	2014年見直し	高齢者施策等全般と介護保険事業を実施するための計画	高齢者支援課 介護保険課
ふじさわ障がい者計画2014	障がい者基本法	2009～2010年	2011～2014年	2013～2014年	障がい者支援の基盤整備を計画的に実施できるよう記載	障がい福祉課
藤沢市障がい福祉計画2014	障がい者自立支援法	2011年	2012～2014年	2014年	障がい福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るための計画	障がい福祉課
藤沢市食育推進計画	食育基本法	2008年	2009～2013年	2013年改定	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み健全な食生活を実践するための計画	健康増進課
藤沢市健康増進計画	健康増進法	2009年	2010～2014年	2014年改定	藤沢市独自の身近な健康づくりを推進するため、生涯にわたる市民の健康づくりの指針とする	健康増進課
藤沢市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	2006年	-	2014年	新型インフルエンザ等の発生段階に応じた推進体制と主な対応を示す	保健予防課
藤沢市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	2003～2004年	2005～2014年	2010年(後期計画策定)	児童の育成を支援するためのあらゆる分野の環境整備を図るための計画	子ども青少年育成課
4 環境						
藤沢市緑の基本計画	都市緑地法 藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	2011年	2011年～	-	市域における「緑地の保全」及び「緑化の推進」に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	公園みどり課
藤沢市ビotopeネットワーク基本計画	-	2007年	2007年～	-	1998～2001年実施の自然環境実態調査結果等に基づき、ビotopeの保全・再生・創出を推進するための計画	公園みどり課
藤沢市環境基本計画	藤沢市環境基本条例	2010年	2011～2022年	2013年見直し	市民力・地域力・行政力を活かした協働と連携を図り、環境行動都市を目指していくための指針	環境総務課
藤沢市一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2011年	2012～2021年	2016年見直し	藤沢市内で発生する一般廃棄物の処理計画	環境総務課
藤沢市環境保全職員率先実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	2001年	2011～2022年	2013年見直し	エネルギー使用量を毎年2%削減する計画	環境総務課
藤沢市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	2010年	2011～2022年	2013年見直し	温室効果ガスを1990年度比2022年度までに40%削減する計画(1990年度の電気の排出係数に固定し、温室効果ガスを算定する)	環境総務課

5 経済						
藤沢市産業振興計画	—	2010年	2011～2022年	2016年見直し	地域経済の活力再生を目的とした工業・商業・新産業分野を中心とする部門別個別計画	産業労働課
藤沢市観光振興計画	—	2010年	2011～2022年	2016年見直し	本市観光産業の成長と、「観光立市藤沢」の発展を目的とした、広域連携・情報発信・地域特性・外国人観光客等、様々な面からの観光客誘致計画	観光課
藤沢市地産地消推進計画	藤沢市地産地消の推進に関する条例	2010年	2013～2015年	2013年改定	生産者、消費者、事業者及び市が一体となって「地産地消」に取り組み、本市の特色ある農水産業の持続的な発展及び健康で豊かな市民生活の実現に資することを目的とする	農業水産課
藤沢市農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律	1973年度	—	2013年	農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等本市農業全体の整備計画	農業水産課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法	1994年	2006～2015年	2010年	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及びこのような経営をする者に対する農用地の利用集積目標や支援措置のあり方等について定めた総合的な計画	農業水産課
6 建設						
藤沢市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	2008年	2008～2015年	—	2015年度末までに住宅及び民間特定建築物の耐震化率を90%に。公共建築物は防災上、重要な建築物を中心に耐震化率を90%以上とする	建築指導課
第9次 藤沢市交通安全計画	交通安全対策基本法	2011年	2011～2015年	5年ごとに作成	交通安全を総合的に推進するために必要な施策に関する5年間の計画	防犯交通安全課
藤沢市景観計画	景観法	2007年	2007年～	概ね5年を目安に検討・見直し	市民・事業者・行政が協働で藤沢らしい景観形成を進めていくための計画	街なみ景観課
藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法	2009年	2015年	—	都市の将来あるべき姿を都市計画区域ごとに県が定めるもので、都市計画の目標、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する方針、その他主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの	都市計画課
藤沢市都市マスタープラン	都市計画法	2011年	2030年	—	今後の藤沢都市計画の基本的な方針を定めるもので、目標とする都市像を定める「全体構想」と地域ごとのまちづくりの方針を定める「地区別構想」から構成される計画	都市計画課
西北部地域総合整備マスタープラン	藤沢市都市マスタープラン	2005年	—	—	西北部地域（遠藤・御所見地区）の将来像である「農・工・住が共存する環境共生都市」の実現に向けたまちづくりの指針	西北部総合整備事務所
藤沢市交通バリアフリー化（移動円滑化）基本方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2002年	2004～2020年	—	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する計画	道路整備課

7 教育						
学校教育ふじさわビジョン	-	2003年	-	随時	藤沢の学校教育のめざす理念や施策を示した。各学校はこれを基に「学校教育目標」を策定し、創意工夫ある教育課程を推進する	教育指導課
藤沢市教育振興基本計画	教育基本法	2011年	2011～2015年	2015年見直し	藤沢市が目指す教育の方向性を明らかにした本市域の教育全般にわたる総合的な中期計画	学校教育企画課
ふじさわ子ども・若者計画2014	子ども・若者育成支援推進法	2013年	2013～2014年	2015年見直し	子ども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようになるための計画	子ども青少年育成課
ふじさわ子ども読書プラン2015第2次藤沢市子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律	2010年	2011～2015年	2014～2015年見直し	子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする計画	総合市民図書館
藤沢市スポーツ振興基本計画（ふじさわスポーツ元気プラン2020）	スポーツ基本法	2011年	2011年～2020年	随時	生涯スポーツ振興の指針と施策方向を示した計画	スポーツ推進課
生涯学習ふじさわプラン2016	-	2011年	2011～2016年	2014年見直し	だれもが参画できる生涯学習環境の整備に向けた施策の目標と内容を示した	生涯学習総務課
8 防災						
藤沢市地域防災計画	災害対策基本法	1961年	-	随時	災害予防、応急対策、災害復旧に関する基本計画	防災危機管理室
藤沢市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）	2005年	-	随時	国民の保護のための措置に関する基本計画	防災危機管理室
藤沢市都市防災基本計画	-	2003年	-	-	地震災害を未然に防ぎ、安全・安心の都市づくりを具体化するため、市民と協働して地区別防災まちづくりを推進する計画（モデル地区は辻堂地区）	都市計画課
藤沢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	2010年	-	-	災害時要援護者の避難支援対策について、基本的な考え方や進めかたのガイドライン	福祉総務課

(仮称) 新たな市政運営の総合的な指針の取扱いについて

1 形式的な取扱いについて

(仮称) 新たな市政運営の総合的な指針（以下「新たな指針」といいます。）の策定に当たっては、総合計画の仕組みを改め、新たな計画制度、計画体系に基づくものとして捉えております。

そのため、藤沢市新総合計画（以下「新総合計画」といいます。）は廃止し、新たな指針を策定するという形式を採用したいと考えております。

なお、現在、三層構造となっている新総合計画のうち、一層目の「基本構想」部分を議決いただいているところですが、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第23号）が平成23年8月1日に施行され、基本構想の議決要件と策定義務が廃止されたことにより、その廃止の手続については、法形式的には執行機関の事務決裁による施行は可能と認識しております。

2 議決の取扱いについて

議決については、新総合計画基本構想の廃止と新たな指針の策定に区分しますと、その取扱上は議決の要否に応じて、4つに分類されます。

	新総合計画	新たな指針	手続の内容
(1)	廃止議案	制定議案	新総合計画基本構想の廃止議案を提出するとともに、別に新たな指針の制定議案を提出する。
(2)	廃止議案	事務決裁	新総合計画基本構想の廃止議案のみを提出する。新たな指針については事務決裁により施行する。
(3)	事務決裁	制定議案	新たな指針の制定議案について提出し、提案理由のなかで新総合計画基本構想の廃止について明記する。
(4)	事務決裁	事務決裁	新総合計画基本構想の廃止、指針の策定とともに事務決裁により施行する。

3 執行機関の考え方について（いずれかにより提案）

(1) 新総合計画廃止・新たな指針制定とともに議案化

新総合計画については、地方自治法の改正に伴い、議決によらず廃止することも可能ですが、議事機関としての意思決定をいただき、構想自体の効力は継続していることから、改めて廃止することに対する議事機関の意思を反映いただくことが望ましいものと考えております。

また、新たな指針については、本市の総合政策に係る財政見通しを内包する計画であることから、政策事項に関するチェック・アンド・バランスが必要であり、新たな指針の仕組みを制度的に担保し、根拠を明確にするため、議決いただくことが望ましいものと考えております。

(2) 新総合計画廃止のみ議案化

新総合計画については、地方自治法の改正に伴い、議決によらず廃止することも可能ですが、議事機関としての意思決定をいただき、構想自体の効力は継続していることから、改めて廃止することに対する議事機関の意思を反映いただくことが望ましいものと考えております。

また、一般に総合計画が自治体の最上位計画として位置づけられるものに対して、新たな指針については総合政策的視点からの重点化計画であり、他の個別計画と同様の執行機関の計画の一つであるため、同様に事務決裁により施行することとしたいと考えております。加えて、重点化計画を議案として可決いただいた場合、一般施策、重点施策間の優劣を議事機関と執行機関が認めたものとなるため、予算審議、議会の政策形成機能に対して一定の制約が生じることが想定されますので、新たな指針については、議決しないことが望ましいものとも考えております。

(3) 新たな指針のみ議案化

新総合計画については、地方自治法の改正により、執行機関の事務決裁により廃止できることから、事務手続に則り、議会に付すべき案件とせずに処理することが、議事案件の整理として望ましいことと考えております。

また、新たな指針については、本市の総合政策に係る財政見通しを内包する計画であり、政策事項に関するチェック・アンド・バランスが必要であり、新たな指針の仕組みを制度的に担保し、根拠を明確にするため、議決いただくこ

とが望ましいものと考えております。

その際、提案理由のなかで「新総合計画基本構想の廃止」が明らかになるものと考えます。

(4) 新総合計画廃止・新たな指針制定ともに事務決裁施行

新総合計画については、地方自治法の改正により、執行機関の事務決裁により廃止できることから、事務手続に則り、議会に付すべき案件とせずに処理することが、議事案件の整理として望ましいことと考えております。

また、一般に総合計画が自治体の最上位計画として位置づけられるものに対して、新たな指針については総合政策的視点からの重点化計画であり、他の個別計画と同様の執行機関の計画の一つであるため、同様に事務決裁により施行することとしたいと考えております。加えて、重点化計画を議案として可決いただいた場合、一般施策、重点施策間の優劣を議事機関と執行機関が認めたものとなるため、予算審議、議会の政策形成機能に対して一定の制約が生じることが想定されますので、新たな指針については、議決しないことが望ましいものとも考えております。

(5) 新たな指針の一部を議決する場合

また、新たな指針については、本市の総合政策に係る財政見通しを内包する計画であることから、政策事項に関するチェック・アンド・バランスが必要であり、新たな指針の仕組みを制度的に担保し、根拠を明確にするため、議決いただくことが望ましいものと考えております。なお、議決の範囲は、長期的総合的な市政運営の考え方に対する議事機関からの意思決定をいただくという視点から捉え、「第1章 基本的な考え方」の部分のみとします。

((1), (3)のまた書き以降を差し替え)